

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載のHPをご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（1月25日現在）
フロン排出抑制法に基づく令和3年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果の公表 令和4年9月16日公表	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者から報告されたフロン類の再生量・破壊量等の集計結果が公表された。 また、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者から令和2年度分のフロン類の再生量等及び破壊量等の修正報告があったため、その集計結果の修正版が併せて公表された。 https://www.env.go.jp/press/press_00543.html
令和3年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果 令和4年9月27日公表	環境省が実施している、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）における水銀の大気中濃度等のモニタリング調査結果が公表された。 https://www.env.go.jp/press/press_00609.html
P F O S 及び P F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の策定について 令和4年9月30日公表	P F O A 含有廃棄物についての分解処理方法等を取りまとめた「P F O S 及び P F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」が策定された。 https://www.env.go.jp/press/press_00659.html
「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示」の公布 令和4年11月4日公布・施行	指定化学物質等取扱事業者においては、災害による指定化学物質等による被害未然防止の促進等のため、指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体に適切に情報提供するとともに、平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図ることが重要であることから、事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進する際に留意すべき措置を定めている化学物質管理指針に、これらの取組が追加された。 https://www.env.go.jp/press/press_00770.html
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 令和4年12月23日公布 令和5年2月1日施行	水質汚濁防止法に基づき、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられており、以下の物質が指定物質として追加された。 ・アニリン ・ペルフルオクタン酸（別名 P F O A）及びその塩 ・ペルフルオロ（オクタンスルホン酸）（別名 P F O S）及びその塩 ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 https://www.env.go.jp/press/press_00964.html （閣議決定）
令和3年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充填量及び回収量等の集計結果 令和4年12月27日公表	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種フロン類充填回収業者から報告されたフロン類を充填、回収、再生した量、引き渡した量等を環境省及び経済産業省が取りまとめ、公表した。 https://www.env.go.jp/press/press_00983.html
令和3年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新） 令和5年1月24日公表	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における温室効果ガス排出量の算定に用いる令和3年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数等について公表された。 https://www.env.go.jp/press/press_01075.html